魚津市公告第6号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取り消しについて

指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「指定避難所等」という。)として指定している施設が廃止されたことにより、当該施設の指定避難所等の指定を取り消したので、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により公告する。

令和4年2月22日

魚津市長 村椿 晃

1 指定避難所等の名称、所在地及び指定の種別

名称	所在地	指定の種別	
		指定緊急避難場所	指定避難所
旧片貝公民館	魚津市島尻1535	洪水、土砂災害、 地震	0

- 2 指定避難所等の指定を取り消した日 令和4年2月22日
- 3 指定避難所等の指定を取り消した理由 施設の廃止(取り壊し)